



久留米市長 原口 新五

(子ども未来部家庭子ども相談課)

令和6年度児童手当制度改正に関する手続きのご案内 (高校生年代)

令和6年10月から児童手当の制度が変わり、支給対象児童の範囲が高校生年代まで拡大されます。この通知は、久留米市在住の高校生年代で、市の児童手当制度に登録のない方を対象に送付しています。養育している高校生年代のお子さんがある方は、下記をご確認の上、期限までにお手続きください。

記

対象者

現在児童手当を受給していない方で、高校生年代のみを養育している人
(高校生年代・・・18歳になる年度末まで)

- ※ 保護者の方が公務員の場合は所属庁にご確認ください。(所属庁から支給されます。)
- ※ 施設入所児童や、独立して生計を立てている児童は対象外です。
- ※ お子さんと別居している場合は、「別居監護申立書」の提出が必要です。

所得制限

なし (父母等の所得に関係なく申請・受給できます。)

一人あたり月額

保護者の方が生活費等を負担している大学生年代までのお子さんのうち、支給対象児童が何番目かによって支給額を算定します。

・第1子、第2子 10,000円 ・第3子以降 30,000円

(大学生年代・・・22歳になる年度の3月末まで)

- ※ 大学生年代は支給対象ではありませんが、保護者の方が生活費等を負担していれば、第3子加算の際の人数に含まれます。大学生年代については「監護相当・生計負担の確認書」の提出が必要です。

手続き

父母のうち生計中心者 (前年の所得が高い方) からの申請が必要です。

- ※ 「電子申請」または「同封の認定請求書」をご利用ください。電子申請にはマイナンバーカードが必要です。
- ※ 単身赴任など生計中心者が市外在住の場合は、その市町村にお尋ねください。

期限

令和6年9月30日 (月)

- ※ 期限を過ぎた場合でも、すみやかに手続きしてください。令和7年3月末までは猶予期間があります。

・令和6年8月7日 時点の住民基本台帳の情報を基に作成しています。該当されない場合は、お手数ですが破棄いただくようお願いいたします。この通知が届いた時点ですでに申請されている場合はご容赦ください。

■児童手当の新制度

■電子申請 (24時間受付)



【提出先・問い合わせ先】

〒830-8520
 福岡県久留米市城南町15番地3(市役所16階)
 久留米市 家庭子ども相談課
 TEL (0942) 30-9066 FAX (0942) 30-9718
 (受付時間 8:30~17:15 木曜日のみ19:00まで)